

甲85の2（甲85の1の和訳）文責：弁護士戸田善恭

15頁引用部分

「避妊に関する情報やサービスを受ける際に第三者の承認を求める要件は、多くの国で女性が直面する重大な障壁となっている。こうした要件は、女性のプライバシーを侵害するだけでなく、意思決定の自律性を奪うものであり、結果として必要な医療サービスを受けることを思いとどまらせる要因となっている。国際・地域・国内の人権機関は一貫して、国家が女性の健康サービスへのアクセスを制限すべきでないことを強調している。特に、第三者の承認がないこと、未婚であること、または単に女性であることを理由に、医療サービスやそれを提供するクリニックへのアクセスを妨げてはならない」

16頁引用部分

「3.9 避妊に関する情報やサービスを利用する個人/女性に対する、配偶者の同意を含む第三者の承認要件を撤廃することを推奨する」